

奈良県告示第百十四号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和六年六月二十一日

奈良県知事 山下 真

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
高村 慶旭	医療法人藤井会香 芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇 〇番地三	脳神経外科（ 肢体不自由、 音声・言語機 能障害、平衡 機能障害）	令和六年三 月三十一日
陳 鐘伯	医療法人藤井会香 芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇 〇番地三	脳神経外科（ 肢体不自由）	令和六年三 月三十一日
川中 俊明	医療法人藤井会香 芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇 〇番地三	泌尿器科（じ ん臓機能障害 ）	令和六年三 月三十一日
鴨井 博	医療法人藤井会香 芝生喜病院	香芝市穴虫三三〇 〇番地三	呼吸器内科（ 呼吸器機能障 害）	令和六年三 月三十一日